

1. グリーン購入法について

国、独立行政法人及び特殊法人が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、平成 12 年 5 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が公布されました。この法律が「グリーン購入法」です。

国等の機関が特に重点的に調達を推進する環境物品等の種類である特定調達品目及びその判断の基準についても規定しています。

2. 石炭灰製品に関する公共工事向けグリーン購入法対象一覧

石炭灰製品では、下記の品目がグリーン購入法の特定調達品目に指定されています。

特定調達品目	分類	品目		判断の基準
		(品目分類)	(品目名)	
公共工事	資材	混合セメント	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。
		吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	吹付けコンクリートであって、1m ³ 当たり100kg以上のフライアッシュが混和材として使用されていること。
		舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	原料に再生材料(石炭灰)を用い、焼成されたものであること。 再生材料が原材料の重量比で20%以上使用されていること。 【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属等有害物質の含有及び溶出が少ないこと